

年 月 日

北方町長 様

申請者 住所
(承継者) ふりがな
氏名

電話

前使用者との続柄

墓 地 使 用 承 継 許 可 申 請 書

下記の墓地の使用を承継したいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
墓 地 名	北方墓地 ・ 上起墓地
区 画 番 号	
使 用 許 可 を 受けていた者	住所 氏名

◎墓地の使用に関し、下記の事項を遵守することを誓います。（□にチェック）

- ☐ 墓地の清掃及び修繕は使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び使用者から依頼を受けた者が行い、墓地の美観を保持するよう努めます。
- ☐ 住所、氏名の変更又は使用権の承継が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- ☐ 次の事項を守らなかったときは、使用権を取り消されても異議申し立ていたしません。
 - ①使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
 - ②墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - ③使用許可を受けた日から6月を経過しても墓地を使用しないとき。
 - ④法令又は町条例若しくは規則の規定に違反したとき。
- ☐ 墓碑等の建立に際し、境界線を越えて建立した場合は自費にて復旧いたします。
- ☐ 墓碑等の建立に際し、次の施設基準を守り、町職員の指導に従います。
 - ①盛土は、地盤面から40cm以下とし、周囲の土留め工事は、石材又はコンクリートなどで築造する。
 - ②墓碑の総高は地盤から60cm以上190cm以下とする。
 - ③上屋類、板塀などの施設を設けたり樹木を植樹しないこと。